

教員免許更新制と大学における教員免許状更新講習

— 回顧と課題 —

Teacher Licensure Renewal System and Course in University
— Prospects and challenges —

川上 雅子
Masako KAWAKAMI

問題意識

教員免許更新制は2007（平成19）年6月に改正教育職員免許法が成立し導入され、2009（平成21）年4月1日から教員免許状更新講習が行われてきたが、2022（令和4）年5月の改正教育職員免許法の成立により、同年7月1日から教員免許更新制は発展的に解消された。

文部科学省（以下、文科省）が教員免許更新制において「発展的解消」という単語を使ったのは、2021年11月の中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（2021年11月15日）においてである。新たな教師の学びの姿の実現に向け審議会では基軸の転換を見通し、教員免許更新制が制度的に担保したものは総じて代替できる状況が生じるとして、教員免許更新制を発展的に解消し教師の専門職性の高度化を進めていくことを目指したのである¹⁾。

発展的解消とは「次の段階に進むために、それまでのものをなくすこと」²⁾であり、教員免許更新制及び教員免許状更新講習はこの文言通り、過去のものになった。今やすべてが「新たな教師の学びの姿」の実現に向けられ、「これまで教員免許更新制が制度的に担保してきたものを総じて代替することができるが見込まれる」³⁾としてその過去を礎としながら発展的解消として完全に基軸を転換し、当制度は実質的に「それまでのものをなくす」=廃止された。

文科省はアーカイブとしてHP上に記録を残している⁴⁾が、発展的解消とした上で、過去の制度において生じた問題は次への課題として検証はしたものの、前提となるこれらの制度を設置し施行し続けた当時の政策を含む制度自体の根本的な問題性を自ら省みることはない。

拙稿ではそのタイトルを〈回顧と課題〉と記しているが、教員免許更新制と教員免許状更新講習に開設校として関わらざるを得なかった大学と、教員免許更新制や免許状更新講習に関する学術研究の動向とを重ねて振り返るとともに省みることを旨とする。そしてなお、課題というものがあるのであればそれを考えたい。

さらに、制度発足以降、コロナ禍を除いて途切れることなく講習を開設してきた共立女子大学の教員免許状更新講習（主として家庭科教育の講習）の記録を、今後同じ轍を踏まないためにも残しておくことを目的とした。

教員免許更新制と教員免許状更新講習に関わった大学（講習開設者）を、文科省はどのように回顧したのか

2007年6月の教育職員免許法の改正後、2009年4月1日から導入されたこの制度の総括を行ったのは、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会（2021年11月15日、中央教育審議会）による「審議まとめ」である。

この報告は、2021年1月の中央教育審議会

の答申である「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」に起因している。

答申によれば、「令和の日本型学校教育」が求められる背景には、Society 5.0などの急激な社会変化と不透明で予測が困難な時代の到来があった。その上で、「令和の日本型学校教育」の構築のために、「教員免許更新制については、先行して結論を得る必要がある」⁵⁾として、中央教育審議会初等中等分科会教員養成部会が行った教員免許更新制や研修をめぐる関係者へのヒアリングを含めた包括的な検証などを基に、教員免許更新制の概要(第二章)、教員免許更新制導入後の社会的変化(第三章)、「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び(第四章)、「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制(第五章)などの全7章から成る答申をまとめたのである。

答申において、教員免許更新制において教員免許状更新講習やその「講習開設者」の1つである「大学」はどのように検証されたのであろうか。

答申の第V章「『新たな教師の学びの姿』と教員免許更新制」では以下のような記述がみられた。

・「教師の学びと免許状の効力を紐付けた教員免許更新制はその阻害要因となると考えざるを得ない」⁶⁾

・「教員免許更新制は教師の学びの機会の拡大、大学による教師の資質能力の向上に対する関与の拡大など、一定の成果は上がってきたものの、こうした免許状を更新しなければ職務上の地位の喪失を招きかねないという状況の下で、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという、高度な専門職にふさわしい水準で教師の主体的な姿勢が発揮されてきたと評価することには慎重にならざるを得ない。そうした制約の下での学びは、形式的なものとな

り、学習効果を低下させてしまいかねない。10年に1度、特定の期間に免許状更新講習を受講することも、教師が常に最新の知識技能を学び続けていくという必要性和整合的とはいえない」⁷⁾

・「教員免許更新制の下での学び(免許状更新講習)は、およそ教師として共通に求められる内容を中心とすることが適当であるとされている一方で、今後求められる教師の強みを伸ばすための学びは、一人一人の教師の個性に即した、いわば個別最適な学びであることが求められており、その方向性が異なっている。座学等を中心とする「知識伝達型」の学習コンテンツを受け身の姿勢で学ぶだけではなく、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視したスタイルの学びがより重要になってきている」⁸⁾

・「教員免許更新制を制度的に位置づけることを継続することは、内容の多様性、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びのスタイルの多様性の実現を阻むことになりかねない」⁹⁾

・「個人が保有する免許の効力を維持するための免許状更新講習の受講は、本質的に個人的なものとならざるを得ない側面があり、任命権者や服務監督権者・学校管理職等が目標設定や振り返り、学びの奨励に関わったり、受講の成果を組織的に共有したりするなど、組織的なものとする上で限界がある」¹⁰⁾

・「大学等講習開設者の改善や工夫により、一定の成果をあげてきたものの、現在のところ、最新の知識技能の修得という成果が効率的に上がっていると判断することには慎重にならざるを得ないところである。また、学校における働き方改革を進めることが求められている中において、教員免許更新制に起因する負担が教師や管理職等に生じていること、今後、見直しを持った教師の確保が必要となる一方で、教員免許更新制が教師の人材確保に不透明感をもたらしているということは課題となっている」¹¹⁾

すなわち、答申では①制度設定時の狙いに到達できていない ②「新たな教師の学びの姿」と教員免許更新制には矛盾がある ③講習の制度設計にも問題がある ④教師、管理職、講習開設者としての大学の負担に考慮する必要がある ⑤教師の確保に影響しているなどと記し、阻害要因、整合的でない、限界などと、否定的で厳しい文言で指摘している。これもまた、すでに「新たな教師の学びの姿」を提示したからには、過去のものとして切り捨てなければならない理由として記されたのであろう。

さらに、講習を開設した大学に対して以下のような記述があった。

・「大学を中心とする講習開設者は、様々な負担が存在する中であっても、創意工夫を凝らしつつ、免許状更新講習を実施してきた。大学等の尽力なくして教員免許更新制は成立し得なかったものであり、大学等が教師の資質能力の向上に対して大いに貢献してきたことを多とするものである。教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大、大学による教師の資質能力の向上に対する関与の拡大に貢献するとともに、良質な学習コンテンツの形成、免許状更新講習の経験を生かした養成段階の教育の充実など、一定の成果をあげてきた。教育委員会と大学との関係が深化したことも重要な成果である」¹²⁾

・「大学を現職教師の資質能力の向上の場として本格的に活用したのは教員免許更新制である」¹³⁾

・「大学等有償で提供する多様な質の高い学習コンテンツについては、「新たな教師の学びの姿」の中にあっても、中核的な役割を占めることが期待されるものである」¹⁴⁾

・「免許状更新講習と研修の相互認定が進められる中で、アカデミックなバックグラウンドを有する大学と現場の状況を知悉している教育委員会が、教師の資質能力の向上という共通の目標に向け、真摯に協議を重ね、お互いの得意な

分野を生かしながら、教師に必要な学びの機会を提供していくといった好事例が見られたところである。こうした相互の連携については「新たな教師の学びの姿」を構築する上でも不可欠なものであり、先進的な事例の共有を進めていく必要がある」¹⁵⁾

・「現職教師の学びや教員免許状を保有するものの、教職には就いていない者の学びを進める上で、大学の果たす役割はこれからも大きくなっていく」¹⁶⁾

・「本部会においては、引き続き教師の養成・採用・研修等の在り方について議論を継続していくが、その中で大学の果たす役割を強く意識していくことが必要であることを改めて強調しておく」¹⁷⁾

すなわち、教員免許更新制を支えた教員免許状更新講習の主たる開設者であった大学に対し、その尽力に敬意を表しながら、初めて文科省が大学を活用したことへの成果も記されていた。しかし大学はある意味で制度に組み込まれ活用されたが、他方、利用されたともいえる。

さらに今後の「新たな教師の学びの姿」の育成においても、大学が提供する有償で質の高いコンテンツの利用をもって中核的な役割が期待されている位置にあり、大学や教育委員会等との連携が一部に期待されていることがわかる。

なお、本答申に付されている中央教育審議会初等中等分科会教員養成部会のヒアリング等の結果が記されている「別紙」資料においては、制度を継続した場合の以下のような課題が示されていた。

・「文部科学省が、講習開設者に対して、令和2年度に行った調査によると、受講者のニーズや評価が高い免許状更新講習の開講を増やす場合の障壁・課題として、「講師の確保」、「全体のスケジュール調整」、「運営側の人員の確保」をあげる講習開設者が多く、1割の講習開設者が免許状更新講習の内容を、現状からさらに充

実させようとした場合、受講料の値上げは必要と考えている状況にある。このような状況を見ると、実効性のある水準で速やかに改善が進むかどうかについては、慎重に考えざるを得ず、直ちに教員免許更新制の有する課題の抜本的改善につながるとは評価できない¹⁸⁾

いわば講習開設者である大学は、今後も制度継続されると、さらに大きな問題性を抱える状況に陥ることを予測しているのである。

総じて、教師も管理職も負担感が強く、そして講習開設者である大学の事務的・組織運営上の負担も論じられていたが、講習担当者である大学教師の負担についてのヒアリング調査はなく、以下にわずかに見ることができる限りである。

・「講習開設者に対して、令和2年度に行った調査によると、講習の開設が負担であると7割弱の講習開設者が考えている。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う免許状更新講習開設の際の負担について「運営に関わる教職員の負担が大きくなった」と7割半、「経済的な負担が大きくなった」と2割半の開設者が回答している。今後、これまで通りに免許状更新講習を行っていきたいと回答した講習開設者が5割弱いる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで通り続けていくのは難しい面があると回答した講習開設者が4割強いる状況にある」¹⁹⁾

コロナ禍でのオンラインによる影響がその負担を増している様子を見出すことはできるが、受講者である初等・中等教育の教師の批判は、講習当初から年月を重ねても根強く、講習担当者である大学教師の気持ちをも怯ませるものでもあった。本来受講生が対峙すべきは制度を創設した国であり、講習開設者である大学に向けられるものではないはずであるが、講習開始当時の受講生の静かな怒りや不信感、緊張感は今

なお記憶に残る。それらが暗に講習への評価にも通じるのであった。

・「文部科学省が、全国の現職教師に対して、令和3年度に行った調査によると、受講した直後の講習の内容面の満足度は、「満足」と「やや満足」の合計が過半であり、「不満」および「やや不満」はそれぞれ1割を下回っている。また、受講した講習は、最新の知識・技能を修得できる内容であったかという質問については、「そう思う」+「ややそう思う」と「あまりそう思わない」+「思わない」がそれぞれ半数程度となった。一方で、受講した講習が現在の教育現場で役に立っているかどうかについて、全体では、「役立っている」+「やや役立っている」と「どちらともいえない」、「あまり役立っていない」+「役立っていない」の3区分がそれぞれ3割前後に分散しており、講習の満足度に比して、教育現場において役立つかという観点の評価は厳しいものとなっている」²⁰⁾

・「校長会関係者から、免許状更新講習は文部科学省の認定を受けて開設されているものである以上、一定の水準が維持されていると考えているものの、本当に最新の教育事情を反映したものであったのか残念に思うような声も聞かれているという報告があった。免許状更新講習の内容について、各教師が、実際の指導で活用できるような、指導法や教材を扱う実践的なものとするべきであるという要望も表明された。一方で、講習開設者からは、内容を設定した意図が受講者に十分伝わっていないことも示唆された」²¹⁾

受講生も、管理職も大学運営者においても、そして講習担当者である大学教師においても、教員免許更新制と教員免許状更新講習はそれぞれに大きな負担を強いるものであり、それぞれが求めるものとのズレを改めてみることができ

概ね講習は「役に立たない」と評されたが、

講習を開設した大学の存在のほとんどすべてを否定された答申の内容であったともいえる。教員免許状更新講習は、もとより受講生にとっては半ば強制的に所与され経済的・時間的な負担を伴い、自発的動機もほとんどない。さらに初等・中等学校には、現場こそが第一、現場が教師を育てるという自負心がある。しかし、本来、その自らの縛りから一時でも離れない限り、大学での講習は意味をもたないであろう。

今後の初等・中等教育の教師には新たな主体性を育む「令和の日本型学校教育」が課せられるが、その指導的担い手として自らを自覚し臨むしかなくなった。今まで以上に主体的な動機付けと行動が求められ、いわば今までの受動的な向かい方でも済んだ教員免許状更新講習とは異なる新たな強制力をもって教師たちは管理されるであろう。

さらに、「役に立つ」という概念は、合目的で狭い概念であることにも気づかなければならないだろう。一見役に立たないような大学での本質的な講習も、自らの主体的で根源的な思考の持続によって、より深く豊かになるはずであるが、主体がその心を解放しなければ受容することはできない。しかしながら、講習開設者に向けられた受講生の批判の根本には受動的にならざるを得ない教師たちの抗いや葛藤を映したものであると理解したい。

なお、教員免許更新制の当初の目的は「教師として必要な資質能力が時代の進展に応じて常に変化し続ける中で、その時々で教師として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、公教育の充実を図るとともに、教師が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。このため、教員免許更新制は、いわゆる不適格教員の排除を直接の目的とするものとして位置づけられているものではない²²⁾とされていたが、答申では、研修に「必ずしも主体性を有しない教師に対する対応²³⁾」という項目を設け、「服務監督権者又は学校管理職等の

職務命令に基づき研修を受講させることが必要となることもありえる」として任命権者による職務命令違反による懲戒処分の対象となり得る対応を含め、ガイドラインの策定の必要性が記されている。

教員免許更新制発足時に大きな問題になったいわゆる文科省が規定する「不適格教員」の排除も、「教育を通じて国民全体に奉仕するという役割を担うすべての公立学校の教師に継続的な教師の学びの契機と機会を確実に提供し、その資質能力の向上を担保するための中核的な仕組みとして機能するもの²⁴⁾」との観点から、今まで以上に地方公務員法特例法等を御旗に明確になっている。

子供たちの主体性や自律性を育成しながら、教師自身の主体性も新たな教師の学びの姿において一層求められるのである。

ただ、教員免許更新制は約15年でその制度を解消・実質的に廃止したことからわかるように、教員養成校である大学教育には、その都度変わる御旗に一時的にも合目的にならざるを得ない教師や学校の背景を想像しつつ、この答申が求める個別最適な学びや協働的な学びだけに特化せず、長期的視野から教師自身のより全人的で豊かな広がりを持つような教員養成の礎を育成するということが求められているといえよう。

さらに、教育現場から「役に立たない」と指摘された講習への批判は、教育現場と講習開設者である大学の立場や役割のズレに起因する。当然ながら大学教育で担う主として教育の本質や理論、方法論や学問への視座等への理解不足もまた主因の一つであると思われる。何より、講習開設者である大学という教育研究機関への現場の教師たちの無理解は、教師たちにとっては自らが学び免許を取得した大学という自己の存在に対するアイデンティティの否定にもつながる矛盾がある。他方、大学にとっては教育現場との乖離を理解しえない教員を養成したことへの反省もある。ただ、多忙な業務を強い

れ、そうならざるを得ない、迫られた現場にいる教師たちを、講習が一時でも解放する時間であったともいえよう。

残念ながら文科省の答申並びに拠り所とした検証ヒアリング等にはそのような記述は見られず、概して「役に立つ」か否かという一元的な尺度で測られた教員免許更新制と教員免許状更新講習を全面的に否定し問題性を列記した限りで、講習開設者の立場は概ね置き捨てられた。答申では、長年開設に尽力した多くの大学の努力に対し、受講生、教育委員会、校長など教育現場にいる人々からは、ほぼ誰からも高く評されることはなかったという。「負担感」という言葉がそれぞれの立場の人々の共通語として強調され、廃止に向かわせる文言に連なっていた。用意された次なる教育施策へのステージに行くために齟齬のないように整えられた答申であったといえる。

教員免許更新制と教員免許状更新講習は学術上どのように追究されたか

前項のように行政(文科省)は制度としての教員免許更新制を設け、教員免許状更新講習の開設を促してきたが、この教育政策に囚らずも関わることになった大学の研究者たちは、研究対象としての制度や講習について関心はあったのだろうか。

本項では主として学術研究の量的な動向を追いつつ、この教育政策に対する講習開設者となった大学と、学術上の周囲の状況を把握することにした。このことによりこの教育政策に関わる研究者・教育者などの立ち位置やかかわり方などが一部客観的に明らかになると思われる。

1. 調査の概要

前述した事柄を解明するために、今回はCiNii(国立情報学研究所データベース)を用いた。CiNii Research²⁵⁾は、文献だけでなく研究データやプロジェクト情報、図書など研究活動に関わる情報が採録されており、関心のある

単語を入力し検索すると対象の研究の全体像が概観できるところに特長がある。

- ・最終検索日:2023年10月1日
- ・検索方法: CiNii Researchにおけるフリーワードの検索窓に、「教員免許更新制」「教員免許状更新講習」と個別に入力し、同制度が施行される数年前の2002年から2023年までの研究の概数をデータ種別:「研究データ」「論文」「本」「博士論文」「プロジェクト研究」と資源種別:「学術雑誌論文」「紀要論文」により把握したのち、個別の研究のタイトルや筆者、所属、内容などを確認した。

2. 調査結果および考察

1) 「教員免許更新制」に対する研究の量的推移

表1は「データ種別による年ごとの研究の推移」である。CiNiiにおけるデータ種別は「研究データ」「論文」「本」「博士論文」「プロジェクト(科研費)」に分別されている。

教員免許更新制が導入されるのは2007年であるが、2002年にすでに三浦孝啓(2002)²⁶⁾による論文が出されている。教員研修の在り方をめぐる中教審の報告が記されている。最新の採録は高橋哲(2023)²⁷⁾とイチカワ・ジロウ(2023)²⁸⁾による紀要論文であった。三浦は来るべき教員免許更新制についての論文であったが、高橋とイチカワは論文タイトルに「廃止」「終焉」が含まれているように、そこに至る経緯や背景、今後の研修や教員養成の在り方について一論を記している。

なお、「論文」の範囲は、いわゆる学会や研究機関としての大学等によって発行される紀要などだけではなく、文科省など行政省庁発行の出版物、各市町村の教育委員会によるもの、校長や教頭などの管理職を対象としたもの、政治系団体、思想系団体、組合などの刊行物が採録されている。すなわち、「論文」の種別においては、いわゆる査読付きの論文のみを対象としていない。また、学会誌といっても研究大会での要旨も含まれており、その際には抄録の限り

で論文ではないことも少なくない。

その意味では「論文」として種別された文献には質的に大きな差がある。しかしながら量的把握においていずれの年でも、採録されたデータで最も多いのが「論文」であることがわかる。「論文」のピークは2009年で、2008年から本格化した教員免許更新制が契機となっていることがわかる。「本」は、2007年には教員免許更新制の情報誌であったが、2008年以降は文科省初等中等教育局教職員課発行の「教員免許更新制関係資料集」や教員免許更新制の解説やポイント、評価について記した専門家の本が出版されている。また、「博士論文」は2021年に1編採録されていた。周正によるもので、「戦後日本における教師批判言説の影響に関する社会学的研究：教員免許更新制を事例として」と題して、広島大学から学位を授与されたものであった。科研費による「プロジェクト」研究は、2003年の牛渡淳らの「アメリカにおける教員免許制度と教員研修制度の関連性に関する実証的研究」が最初に採録されている。「プロジェクト」研究も2009年にピークを迎えているが、理科や図工などの特定教科の教材開発や他国の免許制度や評価制度などの総合的研究が見られた。

総じて「論文」「プロジェクト」は2018年に向かって減少傾向がみられるが、その後、更新制の存続を巡る政治的状況を反映したのか、2021年から活発になる。教員免許更新制の有効性を検証する研究が見られるようになった。

なお、表2はCiNiiが採録した資源種別論文を示したものである。CiNiiでは、「学術論文雑誌」「紀要」「記事」に大別しているが、「記事」は採録されていなかった。表からは概して「学術雑誌論文」より「紀要」に掲載されている論文が多いことがわかる。

そのピークは2010年にあるが、しかし表1のデータ種別採録数のピークは2009年である。「論文」としてデータ種別には「論文」が50編もの採録がありながら表2の資源種別データの

記録には11編が採録されている。この差異は、表3の「学会誌」と「紀要」以外の一覧をみると理解できる。すなわち先に記したように、「論文」とデータ種別に分別されたものには、「学術雑誌論文」「紀要」以外の多種多様な発行物に掲載されているものが少なくない。表3は、ある年に初めて採録された雑誌名を記したものであるが、官公庁が発行する雑誌や一部の一般誌、教育系の業界誌、学術的な研究専門誌、そして組合や政党、それを支持する政治的団体や思想団体などが発行する書物に掲載された文献である。

2008年、2009年の異常なほどまでの文献数の多さと拡がり、教員免許更新制および教員免許状更新講習をめぐる様々な意見が主張されたことを象徴する。さらにはこの制度の設計段階における問題性を想像させる量的データでもあるといえよう。

2) 「教員免許状更新講習」に対する研究の量的推移

1) の「教員免許更新制」と異なり、「教員免許状更新講習」の最初の採録は表4に拠れば2007年であった。時事通信社発行『内外教育』に掲載された「遠隔、通信教育なども検討へ—教員免許状更新講習の実施方法 衆院教育再生特別委の審議から」と題した審議会の報告・解説文であった。最新の採録は、湯田拓史ら5名(2023)²⁹⁾による教職大学院の年報に掲載されたものであった。「西都市教育委員会との協働—大学主催の遠隔配信型教員研修の事例—」と題し、教員免許状更新講習廃止後、実施される機会がなくなった大学による教育の最新事情説明の代替となる講座の事例が記されている。さらに高野詠子(2023)³⁰⁾は、「教員免許状更新講習に代わる「情報科教員研修」の実施」と題する論文を情報処理学会誌に載せている。いずれも教員免許更新講習が廃止されたことにより、その代替研修についての内容であった。

「論文」のピークは「教員免許更新制」と同

じく2009年で、2008年から本格化した教員免許更新制がここでも契機となっていることがわかる。「本」も、「プロジェクト」研究も2007年に採録されている。「本」は千葉大学などの講習用テキストや長崎大学や筑波大学の予備講習の報告書であった。千葉大学が出版した「新・教育の最新事情：教員免許状更新講習テキスト」は2020年にも改訂されている。このように「本」は講習のテキストが概ねである。

科研費による「プロジェクト」研究は、矢田部玲生ら10名(2009)による「教員の免許状更新講習における社会科学系教科教育講習プログラム作成のための研究」や、荻野博ら3名(2009)らによる「教員免許更新制における免許状更新講習用化学実験材の開発」、猪井新一ら3名(2009)による「日本語を活用した体験

型小学校英語活動教員研修プログラムの開発」など、タイトルに開発、再構築などいずれもプログラム作成に関する研究であり、一部は免許状更新講習での活用を目途にしていた。

表5は資源種別により「学術論文」「紀要」「記事」に分類されているが、「記事」は大学の広報誌などに講習の報告がなされているものであった。概して紀要のほとんどは講習の報告で占められていた。「学術論文誌」で10編と突出している2009年の論文は、そのほとんどが予備講習を行った実践研究であった。「紀要」と同じ実践的研究内容であり報告を通して課題を提示していることがわかった。

拙稿を記すにあたり先行研究を求めたが、「教員免許更新制」「教員免許状更新講習」に関

表1. CiNiiにおける「教員免許更新制」に関するデータ種別による採録文献数の推移

年	すべて	研究データ	論文	本	博士論文	プロジェクト
2002	1		1			
2003						1
2004	10		8			2
2005	44		41			3
2006	18		16			2
2007	34		26	2		6
2008	138		129	4		5
2009	150		137	4		9
2010	57		50			7
2011	34		27			7
2012	16		10			6
2013	9		7			2
2014	13		10	1		2
2015	3		1			2
2016	3		1	1		1
2017	5		4			1
2018	2		1			1
2019	9		9			
2020	9		8			1
2021	21		17		1	3
2022	20		17			3
2023	7		4			3

表2. CiNiiにおける「教員免許更新制」に関する資源種別による採録文献数の推移

年	学術雑誌論文	紀要	記事
2002			
2003			
2004			
2005		2	
2006	2	1	
2007	1	4	
2008	3	6	
2009	5	2	
2010		11	
2011	2	4	
2012		2	
2013		1	
2014	1	4	
2015			
2016		1	
2017		1	
2018	1		
2019		3	
2020	2		
2021	2		
2022		2	
2023		2	

教員免許更新制と大学における教員免許状更新講習

する研究動向を探る研究を見つけることはできなかった。多くの研究者はこの両者については自らの研究に資するものとは考えず、実践研究としてのみにその意義を見出していたことがデータから推測される。教員免許更新制はその制

度設計の段階で政治的な背景をもとに問題性をはらみながら所与された制度であり、そこに研究として抗う論稿を記すことを厭い、粛々と講習開設者として務めていたことが、研究の動向からも伺える。

表3. CiNiiにおける「教員免許更新制」に関するデータ種別「論文」
— 学会誌と紀要以外の雑誌 / 最初に掲載された年の記録 —

年	論文掲載の雑誌名 (一部、出版社名含む)
2002	
2003	
2004	
2005	「現代教育科学」「内外研究」「週刊教育資料」「クレスコ：全日本教職員組合」「学校マネジメント」
2006	「学校運営」「教育と文化」
2007	「文部科学省初等中等教育局教職員課：文部科学時報」「総合教育技術：学校管理職と中堅教師のための教育総合誌」「学校運営 / 全国公立学校教頭会 編・全国公立学校教頭会」「世界：岩波書店」
2008	「週刊ダイヤモンド」「文部科学省初等中等教育局教職員課：総合教育技術：学校管理職と中堅教師のための教育総合誌」「文部科学省教職員課 教育委員会月報」「特別支援教育 / 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課」「英語教育：大修館書店」「看護教育：医学書院」「季刊教育法：エイデル研究所」「月刊高校教育 / 学事出版」「教職研修 / 教育開発研究所」「私学経営：私学経営研究会」「教育委員会月報：第一法規」「短期大学教育：日本私立短期大学協会」「現代思想：青土社」「文部科学教育通信：ジアース教育新社」「人間と教育：旬報社」「立法と調査 / 参議院事務局」「高校のひろば / 日高教・高校教育研究委員会・旬報社」
2009	「教育 / 教育科学研究会編：旬報社」「ヒューマンライツ / 部落解放・人権研究所 編・部落解放・人権研究所」「人権と部落問題：部落問題研究所」「イグザミナ：イグザミナ」「悠+ / ぎょうせい」「教育と医学 / 教育と医学の会 編：慶應義塾大学出版会」「ひろば：京都教育センター」「工業教育資料 / 実教出版」「金曜日：金曜日」「教職研修 / 教育開発研究所編：教育開発研究所」「教育ジャーナル：Gakken」「女性 & 運動 / 新日本婦人の会編：新日本婦人の会」「日経グローバル = Nikkei global：地域創造のための専門情報誌：日経産業消費研究所」「月刊高校教育 / 高校教育研究会 編：学事出版」「日本教育 / 日本教育会編：日本教育会」「IMETS：メディアと教育改善の理論と実践をつなぐ：才能開発教育研究財団教育工学研究協議会」「季刊人権問題：兵庫人権問題研究所」「前衛：日本共産党中央委員会」「理論政治誌：日本共産党中央委員会」「福祉労働：現代書館」
2010	「Synapse：教員を育て磨く専門誌：ジグイ」「社会科学的社会主義 / 社会主義協会」
2011	
2012	「国内動向：過激各派の諸動向・教育・労働問題に関する専門情報誌：日本教育協会」
2013	「初等教育資料 / 文部科学省教育課程課・幼児教育課 編：東洋館出版社」
2014	
2015	「教師教育研究：全国私立大学教職課程協会編集委員会」
2016	
2017	
2018	
2019	
2020	「労委労協：全国労働委員会労働者側委員連絡協議会」
2021	「反戦情報：反戦情報編集部、進歩と改革：進歩と改革研究会」「Eレター：松浦勉」
2022	「IDE：現代の高等教育：IDE 大学協会」「時報市町村教委：全国市町村教育委員会連合会」「さいたまの教育と文化：さいたま教育文化研究所」
2023	

表4. CiNiiにおける「教員免許状更新講習」に関するデータ種別による採録文献数の推移

年	すべて	研究データ	論文	本	博士論文	プロジェクト
2005						
2006						
2007	1		1			
2008	7		7			
2009	66		55	6		5
2010	46		39	1		6
2011	42		30	4		8
2012	35		25	1		9
2013	38		30	3		5
2014	28		21	1		6
2015	33		25	1		7
2016	38		28	2		8
2017	58		44	2		12
2018	45		33			12
2019	35		24			11
2020	42		31	2		9
2021	21		12			9
2022	20		12			8
2023	17		10			7

表5. CiNiiにおける「教員免許状更新講習」に関する資源種別による採録文献数の推移

年	学術雑誌論文	紀要	記事
2005			
2006			
2007			1
2008		4	
2009	10	7	2
2010		10	1
2011		6	
2012		8	1
2013		9	
2014	1	8	
2015		7	
2016		14	
2017	1	14	1
2018		10	
2019	1	6	
2020	1	9	
2021		6	
2022		6	
2023		3	

共立女子大学における教員免許状更新講習—家庭科教育を中心に

共立女子大学の教員免許状更新講習は、講習開始前年の2007年の教職課程分科会において諮られ、主として以下の2点を軸にその実施を決めた。

当時の林幹夫教職課程研究室長は「大学ならではの特長をもった講習を行う」と述べられ、教育委員会などが行う官製の講習や研修とは一線を画すことを第一の旨とした。すなわち大学が有する研究と教育的財産を講習を通して提供することを目指したのである。一般的には文科省や教育委員会の講習・研修は、国家の作成した政策を具現化するものとしての学びが主となるが、大学の講習はこれらも視野に入れながら、学問的に受講者の視点を拡げることのできる可能性があり、より主体的な意識を醸成することが可能である。

第2の視点としては「共立女子大学の卒業生教員に対する社会的責任」として講習の位置づけとしてのリカレント教育であり、生涯学習を旨とすることがあった。その背景には共立女子職業学校を礎として1886(明治19)年に創設、連綿と指導者、教育者を輩出してきた共立女子大学の歴史がある。

すなわち、講習の第一義的な目的は卒業生教員に対しリカレント教育として職業上の必要な知識や技術を授けるということにあり、大学は教員養成としての責務を改めて負うという理解である。

他方、同時に出身校(母校)において受講生が講習に臨むということは、教師である前にひとりの人間として自らのライフコースを辿り、その成長を顧み自らのアイデンティティを確認し、今後の豊かな人生を送ることの契機にもなる。大学における講習は、受講生の人生の途上のある場面においてその生涯を支援する拠り所となる可能性を有する。

上記の意識は、コロナ禍を除いて開設し続けてきた共立女子大学の教員免許状更新講習に有

形無形に通底していたといえよう。拙稿では、その一部でしかないが、歴史的な記録として書き残しておきたい。

表6は文科省のアーカイブ(註4)³¹⁾のデータから筆者が抜き出し作成したものである。2009年以降、2021年までの認可された「大学数」「開設講習数」「受入れ人数」とその実施状況や受講生数を数値化した。開設大学数は2010年には200校程度であったものが、2015年以降は500校以上にもなっており、その認可された「開設大学」がほとんどが実質的に開設したことがわかる。またそこで設定されていた講習も、必修科目と選択科目の差異はあるものの、2019年には9153講習数に至り、多くの大学がこの講習にかかわろうとしていたことが推測できる。また、「受入れ人数」もそれに伴い増加したが、実際に受け入れた受講生数は、2018年に108%となった以外は概ね満たすことのできる設定をしていたことになる。

第1項において導いた中教審の答申では、大学の「講習に対する負担感」が強調されていたが、それでも大学はこの制度に連なるよう協力し努めていたことが推測できるデータである。他方、負担感ばかりが強調され、大学の制度や講習に対する貢献が一部の側面でしか評されなかったことは改めて残念である。

さて、共立女子大学はいろいろな課題を抱えながらも、制度発足以来、2020年のコロナ禍による不開講を除き、連続と講習を開講してきた。コロナ禍になるまでの開設日程は、毎年8月1日から5日まで(コロナ禍の2021年は5月～6月にオンラインで)、必修、選択必修、教科の必修科目を展開した。

主として専任教員がそれぞれの科目群を担い、非常勤講師と協働でプログラムを担った。表7は、2009年～2021年までの担当教員名(敬称略)を記録したものである。延べ270名の教員が講習に臨んでいたことがわかる。

2022年は更新制の廃止を視野に、国会での正式な決定が下されるギリギリまで受講生の要

望に応えようとしていたが、幻となった2022年の担当者を含めれば、延べ294名の教員が担当はずであった。その多くは毎年連続して担当していたことが表から見えてくる。講習を休講にすることはできないため、それ相応の体調管理をしながら務めたはずである。なお、講習認定(第4回)を受けて最後まで開講を予定していたのは、共立女子大学のほかに群馬大、千葉大、東邦大、茨城県教育委員会、千葉市教育委員会、柏市教育委員会、その他公益法人等であったことを特記しておく。

講習は2016年以降、そのスタイルの変更を求められたが、表8に示した科目別受講生数は2009年度を除き、満たされていた。しかし、数の問題ではなく、前述した「卒業生教員に対する責務」「大学の講習としての社会的貢献」を果たすものであり開講することに意義があった。必修科目(教育改革・教育の動向)や選択科目(教育相談等)では12回の講習で560名～583名の受講生を担った。教科では共立女子大学の教職課程の家庭科、国語科、外国語、美術科、社会科・地理歴史科、公民科が開講をし、中には受講生数の減少や専任教員の定年、配属替えなどの状況に応じる形で不開講となる科目も生じたが、それまでの責任を果たした。また2016年度以降、選択科目として「教育の情報化」が開講されたが、5回の開設で182名の受講生に最新の講習を行った。

2020年にはコロナ禍で不開講を余儀なくされ、2021年度にはオンラインによって開講したが、受講生数はもっとも少なかった。

しかしながら、教員だけが講習に努めたのではない。先の答申でも講習を受け入れる大学事務局の負担が強調されていたが、外部からの受講申し込み、個々の受講生の様々な状況への対応などを担ったのは共立女子大学教務課であった。業務の負担は2021年度のオンラインでもっとも過重、過酷であったと想像される。教員免許状更新講習は、担当する教員だけでなく、職員の協力がなければ成立しえなかったと

いえる。

最後に第3節の始めに記したように共立女子大学の免許状更新講習は、卒業生教員のリカレント教育、生涯教育の場としての役割を果たすことが責務としてあったが、表9で必修科目と選択科目・家庭科、国語科の受講生における卒業生の比率は、家庭科の場合、平均62%であった。必修科目や選択科目・国語科では卒業生以外の多くの受講生に、共立女子大学及びその教員などを知っていただくよい機会になったのではないかと推測する。

家庭科の講習においては、10年を経て2度受講をした卒業生もいたが、彼女らから「出身校が講習を開設していたことに感謝している」と言われたことは担当教員として忘れられない。全国で活躍している多くの卒業生たちが母校を想っているが、教師となった今の自らのライフコースを振り返る環境が免許状更新講習という機会であり、開講されていたことに出身校生として「誇り」を抱いたとも述べていた。事実、近隣の大学の中には、講習を隔年開講したり、講習自体を開設しないところも出て来ていた。

官製の講習や研修とは一線を画す、研究教育機関としての大学の特長をもった十全な講習を目指した共立女子大学の教員免許状更新講習は、いわゆる受講生にとっても担当教員にとっても負担感だけが残るものではなかったといえよう。

なお、2009年以降、連綿と講習を開設し続けてこられたのは、この講習の意義と開講を法人である共立女子大学が認め、具体的な業務に取り組んだ教職員がいたからこそである。大学をあげての講習が、19年にわたり継続して運営されてきたことの一端をここに記録するものである。

結 語

答申の中で、教員免許更新制を「発展的解消」と記し、廃止という言葉を使わず、過去の

制度において生じた問題は次への課題として検証してゆく過程で、「負担」という表現が、あたかもこの制度に関わった人々を慮ったように記されていることに違和感を覚える。そして、その気持ちを傾聴したかのように表現しながら、スムーズに「新たな教師の学びの姿」に思考を導くさまに、これからの教師たちの環境がより一層厳しいものになるであろうことを想像した。答申では、今までの教員免許状更新講習は阻害要因となるとまで記されたが、こうして従前の制度を一掃していくやり方に怖れをも感じる。

冒頭の「問題意識」において、拙稿のタイトルにある回顧の解釈をもって「顧みて、省みる」と記し、「課題があればそれを考えたい」とした。だれに向けて「課題」を呈するのかわからないが、筆者の中で内なる課題は生じてきた。

答申では「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学び方の資料に使われている「対話」「奨励」などの単語は、見た目は優しい印象を与えるが、「将来の姿」と「現在の姿」の間を埋めるという明確な目的意識に基づき、任命権者等が、開設する研修も含めて必要な学びを「適切」に選び取ることを「奨励」し、そのための積極的な「対話」が重要視されるという。

教師の自律性を重んじながら、支援と称して「対話」し「適切」な手立てを授けることは、本来の教師の自由な思想性をコントロールすることにもなりかねず、そこに矛盾がある。

つまりは一見自律的で自由に選びとっているようで、今後はある枠組みの中で「奨励」されたものを吸収していかざるを得ない環境に身をおくことになること、そして合目的に生きることに意思決定できる人間であるとして、教師としても尊ばれることになるのである、とする。しかしながら完全なる人間でないこと、目的的でないことも人間存在として重要なことである。将来に向かって動くこともできずとどま

教員免許更新制と大学における教員免許状更新講習

ることも含めて、現場の教師たちが一職業人としても追い立てられることのない安心感のある環境をとともに考え作り上げていけるようなゆとりが、教師という職業には不可欠なことであ

り、課題である。大学の教員養成課程においては、多様な思考や思想に出会わせ、自律できる力を育むことにあると確信した。

表6. 教員免許状更新講習一開設大学数、開設講習数、受入れ人数

開講年度	認定大学		開設大学等			開設講習			受入れ人数		
			認定大学等	実際の開設者数	% (四捨五入)	認定講習数	実際の講習数	%	認定受入れ予定数	実際の受講生数	%
2009	明記なし	必修		316			894			61490	
		選択		493			7607			154745	
2010	406	必修	242	242	100%	616	616	100%	158770	64610	41%
		選択	396	394	99%	5548	5290	95%	217737	161863	74%
2011	451	必修	285	284	100%	756	752	99%	192900	93412	48%
		選択	439	435	99%	6527	6408	98%	257997	253453	98%
2012	471	必修	308	307	100%	756	751	99%	205138	92393	45%
		選択	456	454	100%	7042	6893	98%	290546	255350	88%
2013	491	必修	316	316	100%	781	776	99%	209638	89797	43%
		選択	476	474	100%	7363	7149	97%	309758	245813	79%
2014	506	必修	326	326	100%	804	803	100%	211158	94125	45%
		選択	490	487	99%	7502	7272	97%	318917	253223	79%
2015	527	必修	339	339	100%	823	821	100%	309758	99794	32%
		選択	510	507	99%	7845	7611	97%	285367	269228	94%
2016	531	必修	347	347	100%	828	827	100%	221478	104978	47%
		選択必修	367	367	100%	1780	1558	88%	324338	104049	32%
		選択	514	510	99%	7645	7369	96%	285090	280990	99%
2017	549	必修	361	361	100%	880	912	104%	246784	109925	45%
		選択必修	388	387	100%	1847	1908	103%	390766	110029	28%
		選択	534	631	118%	7701	7658	99%	339143	298996	88%
2018	556	必修	373	373	100%	1093	1089	100%	308198	167815	54%
		選択必修	402	402	100%	2333	2293	98%	483144	168294	35%
		選択	533	532	100%	8692	8732	100%	416184	447570	108%
2019	578	必修	385	384	100%	1177	1155	98%	513169	132341	26%
		選択必修	414	413	100%	2415	2336	97%	333446	133136	40%
		選択	554	550	99%	9153	8694	95%	440249	368498	84%
2020	532	必修	359	202	56%	1016	518	51%	287961	98896	34%
		選択必修	387	218	56%	2197	1099	50%	478133	99005	21%
		選択	512	308	60%	8350	4170	50%	426162	279260	66%
2021	526	必修	349	322	92%	828	726	88%	310091	102910	33%
		選択必修	372	348	94%	1851	1527	82%	434797	102936	24%
		選択	492	453	92%	7432	5789	78%	513169	289132	56%

原典：講習開設情報：文部科学省 (mext.go.jp)

※実際の開設者数、講習数、受講生数（延べ人数）は、年度ごとの「事後評価結果」ファイルによる

※受入れ予定数は、対面講習と通信等を含む

※2009年度は認定大学等の記録（経過）はあるが、公式に数値を公表していない

※2020年度はコロナ禍

共立女子大学家政学部紀要 第70号 (2024)

表7. 共立女子大学教員免許状更新講習：担当教員（敬称略）

開講年度	必修	選択 (2009～2015) / 選択必修 (2016～)		選択 (教科)				選択 (2016～)	
	教育政策・動向等	教育行政・学校を巡る近年の状況の変化 / 教育相談・等		家庭	国語	外国語 (英語)	美術	社会・地理歴史・公民	教育の情報化
2009	林幹夫 西村史子 島田博祐 高木克	安藤嘉奈子 岡本彩子 高橋千香子 中嶋義文		川上雅子、小原敏郎 間壁治子、村上昌弘 戸田泰男	大石直記、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	笹島茂 武藤剛史 平石妙子	須田基揮 水谷靖 柴田賢治郎 林田廣伸 池上公平		
2010	林幹夫 西村史子 島田博祐 高木克	安藤嘉奈子 中嶋義文		川上雅子、小原敏郎 大野亮、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	C. Prichard 中本恭平 入江和生	須田基揮 水谷靖 山本聡美 林田廣伸 池上公平		
2011	林幹夫 西村史子 川崎知己 高木克	安藤嘉奈子 中嶋義文		川上雅子、小原敏郎 芳住邦雄、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	C. Prichard T. Mills 西村厚子 鶴田達成	須田基揮 水谷靖 山本聡美 林田廣伸 池上公平		
2012	林幹夫 西村史子 川崎知己 高木克	安藤嘉奈子 中嶋義文		川上雅子、小原敏郎 丸田直美、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	中本恭平 浦野郁	須田基揮 水谷靖 山本聡美 林田廣伸 池上公平		
2013	林幹夫 西村史子 川崎知己 高木克	安藤嘉奈子 近藤伸介		川上雅子、小原敏郎 宮武恵子、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	C. Hoskins 満谷マージレット 沼田知加			
2014	林幹夫 西村史子 川崎知己 高木克	安藤嘉奈子 近藤伸介		川上雅子、小原敏郎 田中淑江、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	C. Hoskins 沼田知加 L. Swain	須田基揮 水谷靖 山本聡美 林田廣伸 池上公平		
2015	林幹夫 西村史子 川崎知己 高木克	安藤嘉奈子 近藤伸介		川上雅子、小原敏郎 藤田雅夫、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	C. Hoskins L. Swain			
2016	林幹夫 武田明典	西村史子 犬塚典子	安藤嘉奈子 近藤伸介	川上雅子、小原敏郎 藤田雅夫、村上昌弘 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、内田保廣 半沢幹一	C. Hoskins L. Swain	須田基揮 水谷靖 山本聡美 林田廣伸 池上公平		谷田貝雅典
2017	林幹夫 武田明典	西村史子 太田耕司 三浦狂次	安藤嘉奈子 近藤伸介	小原敏郎、藤田雅夫 近堂知子、戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、半沢幹一 原田敦史	C. Hoskins L. Swain		西山曉義 石井久生 八十田博人 黒澤啓 細野豊樹	谷田貝雅典
2018	林幹夫 坂田成輝	西村史子 太田耕司	安藤嘉奈子 近藤伸介	川上雅子、小原敏郎 後藤純子、近堂知子 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、半沢幹一 原田敦史	C. Hoskins L. Swain C. Butler	須田基揮 山本聡美 池上公平 渡部直		谷田貝雅典
2019	林幹夫 坂田成輝	西村史子	安藤嘉奈子 近藤伸介	川上雅子、小原敏郎 村瀬浩貴、近堂知子 戸田泰男	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、半沢幹一 原田敦史	C. Hoskins L. Swain M. J. Russell			谷田貝雅典
2021 オンライン	西村史子 坂田成輝	上岡学 板橋登子	安藤嘉奈子 近藤伸介	川上雅子、小原敏郎 村瀬浩貴、伊藤裕才 藤本麻紀子	深津謙一郎、岡田ひろみ 遠藤耕太郎、半沢幹一 原田敦史	C. Hoskins L. Swain Hasegawa Alison			谷田貝雅典
※ 不開講 2022	西村史子 一前春子	上岡学 板橋登子	安藤嘉奈子 近藤伸介	川上雅子、小原敏郎 村瀬浩貴、伊藤裕才 稲葉唯史	深津謙一郎、岡田ひろみ 今井秀和、半沢幹一 原田敦史	C. Hoskins L. Swain Hasegawa Alison		西山曉義 上田美和 西村めぐみ 佐原彩子	谷田貝雅典

※講習認定 (第4回) を受けたが、更新制廃止に拠り開講せず。担当予定者名を記した。

教員免許更新制と大学における教員免許状更新講習

表 8. 共立女子大学教員免許状更新講習：科目別受講生数

開講年度	必修	選択 (2009～2015) / 選択必修 (2016～)		選択 (教科)					選択 (2016～)
	教育政策・動向等	教育相談・学校を巡る近年の状況の変化等		家庭	国語	外国語 (英語)	美術	社会・地理歴史・公民	教育の情報化
2009	34	43		22	1	12	0		
2010	45	43		22	9	13	5		
2011	56	58		31	18	4	8		
2012	52	52		27	8	12	6		
2013	44	44		25	9	10	不開講		
2014	52	55		32	8	8	7		
2015	43	39		25	7	8	不開講		
2016	44	14	27	20	11	6	3		39
2017	49	11	38	24	12	4	不開講	2	35
2018	107	46	35	30	25	7	5	5	49
2019	37	17	18	25	8	4	不開講	不開講	39
2020	コロナ禍により開講中止								
2021	20	10	10	14	6	2	不開講	不開講	20
受講生総数	583	560		297	122	90	34	7	182

※試験を受験した受講生数より算出

※ 2019 年：オンライン

※ 2020 年度はコロナ禍により中止

表 9. 共立女子大学教員免許状更新講習：科目別受講生数と卒業生教員の割合 (選択は家庭科・国語のみ)

開講年度	必修 / 教育政策・動向等			選択 / 教科・家庭			選択 / 教科・国語		
	受講生数	卒業生数	%	受講生数	卒業生数	%	受講生数	卒業生数	%
2009	34	24	71%	22	18	82%	1	0	0%
2010	45	21	47%	22	11	50%	9	3	33%
2011	56	31	55%	31	24	77%	18	5	28%
2012	52	25	48%	27	15	56%	8	2	25%
2013	44	23	52%	25	12	48%	9	6	67%
2014	52	22	42%	32	18	56%	8	0	0%
2015	43	22	51%	25	19	76%	7	2	29%
2016	44	19	43%	20	10	50%	11	5	45%
2017	49	20	41%	24	13	54%	12	6	50%
2018	107	28	26%	30	20	67%	25	4	16%
2019	37	15	41%	25	12	48%	8	2	25%
2021	20	20	100%	14	11	79%	6	1	17%
受講生総数	583	270	46%	297	183	62%	122	36	30%

※試験を受験した受講生数より算出

※ 2019 年：オンライン

※ 2020 年度はコロナ禍により中止

謝辞

拙稿を記すにあたり、共立女子大学本館に保管されていた教職課程関連資料の所在を探り整理するなど、教務課職員の方々に多大なご理解とご協力を賜りました。ここに心より感謝を申し上げます。

註

- 1) 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ 概要 (mext.go.jp)
- 2) [goo](http://goo.net) 国語辞書 (デジタル大辞泉)
- 3) 「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて (審議まとめ) (mext.go.jp)、1) の全文、31
- 4) 教員免許更新制 (アーカイブ) : 文部科学省 (mext.go.jp)
- 5) 3) と同じ、1
- 6) 3) と同じ、31
- 7) 3) と同じ、32
- 8) 3) と同じ
- 9) 3) と同じ
- 10) 3) と同じ
- 11) 3) と同じ、33
- 12) 3) と同じ、34
- 13) 3) と同じ
- 14) 3) と同じ

- 15) 3) と同じ、35
- 16) 3) と同じ
- 17) 3) と同じ
- 18) 3) と同じ、51
- 19) 3) と同じ、45
- 20) 3) と同じ、40
- 21) 3) と同じ
- 22) 3) と同じ、3
- 23) 3) と同じ、20
- 24) 3) と同じ、21
- 25) 文献検索 : CiNii Research
- 26) 三浦孝啓 : 新たな十年研の構築を打ち出す—教員免許更新制導入への対案提示、教育評論 (659), 33-38, 2002-03
- 27) 高橋哲 : 教員免許更新制廃止後の研修体系をめぐる諸問題 : 教員の研修権、働き方改革の視点から、東北教育学会研究紀要、東北教育学会、紀要編集委員会編 (26), 2023-03
- 28) イチカワ、ジロウ : 教員養成の現状と課題 : 教員免許更新制度の終焉、長岡造形大学研究紀要 20 6-13, 2023-03
- 29) 湯田拓史 : 西都市教育委員会との協働—大学主催の遠隔配信型教員研修の事例一、宮崎大学教職大学院年報 (3), 19-22, 2023-06-30
- 30) 高野詠子 : 教員免許状更新講習に代わる「情報科教員研修」の実施 : 情報処理 : 情報処理学会誌 : 64 (5), 239-243, 2023-05
- 31) 講習開設情報 : 文部科学省 (mext.go.jp)